

施策成果 アンケート調査の 結果が まとまりました

行政評価制度に市民の意識や行動、行政サービスに対する満足度などの現状を反映させるために、市民の皆さんの声を直接お聞きするものであります。今後このようなアンケート調査を継続していきます。ぜひ、ご協力ください。なお、同調査報告書は7月30日発行予定です。



月3日(月)から、市ホームページで公開するほか、市政情報コーナー(市役所2階)中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館下里・南町の各ミニ二テイ図書室、野火止地区センター図書室でご覧いただけます。詳しくは企画経営室までお問い合わせください。行政評価担当 ☎470・7702

都立霊園の使用者を 募集します

都立霊園の使用者を次の通り募集します。申込資格等詳細は申し込みのしおりをご覧ください。

- 多摩霊園
- 一般埋蔵施設(169カ所)
- 合葬埋蔵施設(遺骨・生前申し込み)
- 小平霊園
- 一般埋蔵施設(54カ所)
- 八王子霊園
- 芝生埋蔵施設(79カ所)
- 八柱霊園
- 一般埋蔵施設(187カ所)
- 青山霊園
- 一般埋蔵施設(50カ所)
- 立体埋蔵施設(35カ所)

【申込書・申し込みのしおりの配布期間】7月3日(月)~14日(金)

【申込書・申し込みのしおりの配布場所】市民課(市役所1階)および上の原・滝山・ひばりが丘の各連絡所と都内市区町村役場 都庁第一、第二本庁舎1階・2階の案内コーナー 各都立霊園管理事務所および葬儀所

配布期間中は財団法人東京都公園協会ホームページからもダウンロードできます。

【閲覧できる報告書】資産等報告書、所得等報告書(いずれも17年度分)

【閲覧期間】7月3日(月)から後5時(正午)午後1時(土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)

7月3日(月)から市ホームページにも報告書の概要を掲載します。

財団法人東京都公園協会ホームページアドレス
<http://www.tokyo-park.or.jp/>

夜間・休日 納税相談窓口 を開設します

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税等の市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。相談の場合は、事前に来庁の日時を納税課へご連絡ください。納税証明の発行はできません。

調査の有効回収率は78.6人で回収率は39.3%でした。この調査は、市が行っているアンケート調査を行いました。その結果がこのたびまとまりました。

教育委員会では、来春に小・中学校へ入学する児童・生徒の心身に不安を感じている状態に適切な学校教育を受けさせることが極めて重要であり、お子さんの将来のために実態に応じた適切な学校教育を受けさせることが極めて重要であり、お子さんにふさわしい就学ができるように、就学相談員がお力になります。

【受付時間】午前9時~午後4時

【相談会場】学務課(市役所)

7月3日(月)から 就学予定児童・生徒の 就学相談

【日時】7月19日(水)・20日(木)のいずれも午後8時~午後4時

【日時】7月22日(土)・23日(日)のいずれも午前9時~午後4時

【会場】両相談とも納税課(市役所2階)

詳しくは同課 ☎470・7730へ。

幼児教育検討委員会の 討議概要への ご意見を募集

市では、0歳~5歳児を対象とする幼児教育および子育て支援のあり方を検討するため、東久留米市幼児教育検討委員会を設置し、幼児教育の振興と幼児期の家庭教育や地域社会の子育て支援の充実などについて討議を重ねています。このたび、討議概要を公表するとともに、市民の皆さんからのご意見を募集します。

【討議概要の公表】7月14日(金)~24日(月)に市ホームページに掲載するほか、教育部教育政策担当(市役所6階)と各都立幼稚園で閲覧・配布します。

【意見の取り扱い】応募いただいたご意見は、とりまとめで提出するか、同担当へ直接持参してください。

【応募方法】7月24日(月)までに(消印有効) 意見 住所 氏名 電話番号(法人・団体の場合は、意見 所在地 名称)を記入し、〒203-8555 東京都東久留米市教育政策担当(市役所6階)へ郵送、またはFAX ☎470・7781、電子メールで提出するか、同担当へ直接持参してください。

市長の 資産等報告書の 閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、どなたでも市長が作成した報告書の閲覧ができます。

【閲覧できる報告書】資産等報告書、所得等報告書(いずれも17年度分)

【閲覧期間】7月3日(月)から後5時(正午)午後1時(土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)

7月3日(月)から市ホームページにも報告書の概要を掲載します。

はかりの定期検査

商店での取引や学校、病院などの証明等に使用する「はかり」は、2年に一度の検査を受けなければなりません。今回の検査からすべての「はかり」について東京都計量検査所の検査員が受検対象のお店等へ伺い、検査を実施します。

なお、それに伴い30キログラム超えの機械式はかりの手数料に若干の変更があります。受検対象者には事前にはがきで通知しますが、通知の無かった方、新たに「はかり」を使用するようになった方や使用しなくなった方は、産業振興課へご連絡ください。

【検査日程】土曜・日曜を除く8月9日(水)~28日(月)

詳しくは同課労働工係 ☎470・7743または東京都計量検定所検査課 ☎03・5470・6638へ。

情報公開 制度

市では、市民の皆さんの知る権利を保障し、市の諸活動を説明する責任を全うするため、市民の皆さんからの請求に基づき、市の実施機関が保有する公文書の開示の手続き等を定めた「東久留米市情報公開条例」を施行しています。17年度の利用状況は、次の通りです。

公文書の開示請求は、110件ありました。

その内訳は、開示したものが67件、非開示としたものが1件、一部開示したものが25件、文書不存在としたものが17件となっています。

詳しくは総務部総務課文書係 ☎470・7714へ。

また、個人情報の開示請求等に対する決定についての不服申し立てはありませんでした。詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

17年度の運用状況を公表します 東久留米市 個人情報保護条例による 個人情報保護制度

個人情報の開示請求および訂正請求の処理状況は、請求件数7件、開示決定件数1件、一部開示決定2件、非開示決定0件、不存在4件で、訂正請求はありませんでした。

70・7714へ。



わたしの
見てある記
市長 野崎重弥

梅雨を迎えて、うっとうしい毎日が続きます。水無月は水の無い月と書きますが、水無月の「無は、」にあたる連体助詞「な」なので、「水の月の意味だそう。古来よりこの時期は大切な時期とされてきました。地球は水の惑星と呼ばれますが、人類が直接利用できる水は全体のたった0.0001%しかありません。水も限りある資源なのです。

さて、市では10月から容器包装プラスチックの分別収集・再資源化を開始します。その実施に向けて6月から容器包装プラスチックの出し方を新しく分別の内容について説明会を開催させていただきます。なぜ新たな分別が必要なのかと申しますと、現在、燃やさないごみ中の約45%が容器包装プラスチックと推測され、これを資源化処理することにより年間総量で約1600tの減量効果を見込むことができると同時に、再商品化を行う事業者を引き渡すことにより、生産者側の負担で資源化が行われるからです。ごみも分ければ資源という事です。

詳しくは説明会では、今後のごみの有料化に関する市の考え方も説明させていただきます。ぜひとも、市民の皆様のご参加とご理解をお願い申し上げます。